

## 認定こども園

### 三者協議会開催



認定こども園の開園に向けた三者協議会が9月10日、子育て支援課キッズルームで開催されました。

三者協議会は、昨年6月に町と社会福祉法人啓誠福祉会が締結した「認定こども園の設置及び運営に関する協定」に基づいて、保護者、啓誠福祉会、町から選任された11人の委員で構成されています。

協議会では、それぞれの立場から意見を出し合い、出された意見を令和4年4月の認定こども園開園に向けた町立の保育園・幼稚園からの円滑な引継ぎ、より良い保育環境の整備などに役立てていくこととしています。

今回の会議では、保護者の代表から、認定こども園の定員数や開園時間、感染症対策に関する意見や、受け入れ態勢の充実などについて要望が出されました。

なお、この協議会は認定こども園開園後においても継続して開かれます。



### 保育を必要とする事由

※2号・3号の認定には次のいずれかに該当する必要があります。

○家庭外労働 フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労などすべて	児童の保護者が家庭の外で仕事をしているため、児童の保育を必要とする場合。(ひと月64時間以上の就労)
○家庭内労働	児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため、児童の保育を必要とする場合。(ひと月64時間以上の就労)
○母親の出産など	妊娠中や出産前後の間、児童の保育を必要とする場合。(産前8週から産後3カ月まで)
○保護者の疾病、障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるために、児童の保育を必要とする場合。
○同居または長期入院等している親族の介護・看護	同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあっているために、児童の保育を必要とする場合。
○災害復旧	火災、風水害、地震などの天災があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育を必要とする場合。
○求職活動 起業準備を含む	児童の保護者が日中求職活動をしているため、児童の保育を必要とする場合。※入園後3カ月以内に就職すること。
○就学 職業訓練校等における職業訓練を含む	児童の保護者が就学や技能習得・職業訓練をしているため、児童の保育を必要とする場合。
○虐待やDVのおそれがあること	虐待やDVのおそれがあるため、児童が保育施設などでの保育を必要とする場合。
○育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合	育児休業取得時にすでに保育施設などを利用している児童が、継続して保育の利用を必要とする場合。
○その他	その他、上記と同様の状態にある場合。

☎子育て支援課 ☎ 72-2212